

湯河原町地域公共交通会議事務局規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、湯河原町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第 2 条 交通会議の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、湯河原町地域政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。

（所掌事務）

第 3 条 事務局は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 交通会議の会議に関すること。

(2) 交通会議の資料作成に関すること。

(3) 交通会議の庶務に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事務に関すること。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第 5 条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、湯河原町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第 6 条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管及び取扱いについては、湯河原町において定められている公印の取扱いの例による。

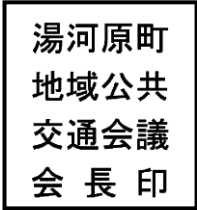
（その他）

第 7 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 3 月 10 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
湯河原町 地域公共 交通会議 会長印	 The seal is rectangular with a double-line border. Inside, the text "湯河原町 地域公共交通会議 会長印" is written in a vertical stack from top to bottom.	てん書	2.2cm × 2.2cm	会長名を もって発 する文書	1	事務局長